

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島480番地44

氏 名 大城 沙也加（大新工業）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許 可 の 年 月 日 令和 8 年 7 月 9 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 13 年 7 月 8 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻については、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上15品目

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 8 年 7 月 9 日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無

有 ・ 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島480番地44

氏 名 大城 沙也加

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日

令和 5年(2023年)10月30日

許可の有効年月日

令和10年(2028年)10月29日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上15種類（石綿含有産業廃棄物（汚泥を除く）、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年10月30日 新規許可 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。

許可番号 第04305222103号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島480番地44
大城 沙也加（屋号：大新工業）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和3年（2021年）12月13日

許可の有効年月日 令和8年（2026年）12月12日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 （特別管理産業廃棄物を除く）	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	—		—	—
廃油	—	—		—	—
廃酸	—	—		—	—
廃アルカリ	—	—		—	—
廃プラスチック類	—	○		○	—
紙くず	—	—		—	—
木くず	—	—		—	—
繊維くず	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○		○	—
鋳さい	—	—		—	—
がれき類	—	○		—	—
ばいじん	—	—		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件
（1） 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（2） 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況
（1） 令和3年（2021年）12月13日付けで新規許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無	「無」
------------------------------	-----

備考
